

第17回 行政手続部会 議事概要

1. 日時：令和元年5月10日（金）15:58～17:32
2. 場所：合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、原英史
 - （専門委員）川田順一、佐久間総一郎、田中良弘、堤香苗、濱西隆男、八剣洋一郎、
村上文洋
 - （政府）奥田内閣官房IT総合戦略室内閣参事官
川村内閣官房日本経済再生総合事務局参事官
平本CIO政府上席補佐官、満塩政府CIO補佐官
 - （事務局）石崎参事官、谷輪参事官、長瀬参事官
 - （ヒアリング出席者）法務省：筒井大臣官房審議官
法務省：宮崎民事局商事課長
法務省：竹下民事局総務課登記所適正配置対策室長
法務省：徳田民事局総務課登記情報センター室法務専門官

4. 議題：

（開会）

1. 関係省庁からのヒアリング
 - ・重点分野「商業登記等」
（法務省からヒアリング）
2. 行政手続簡素化の取組に関する地方自治体への展開について

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、時間となりましたので、第17回の「行政手続部会」を開会させていただきます。

皆様にはお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、野坂委員、林委員、國領専門委員が御欠席でございます。

安念部会長代理は、遅れて参られる予定でございます。よろしく申し上げます。

（法務省 入室）

○高橋部会長 それでは、議事に入ります。

議事の1つ目は、行政手続コスト削減のための基本計画のフォローアップとして、法務省より、商業登記等について、ヒアリングを行いたいと思います。

法務省に対しましては、資料1-1のとおり、論点メモを事前に送付しておりますので、

論点に対する回答について御説明を頂戴したいと思います。

お忙しいところ恐れ入ります。20分程度でよろしく申し上げます。

○筒井大臣官房審議官 本日、商業登記等に関しまして、行政手続部会における基本計画に係る省庁ヒアリングが行われるに当たります。まず一言、御挨拶を申し上げます。

商業登記等に関する行政手続コスト削減につきましては、昨年5月の法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会の取りまとめを受けて、行政手続コスト削減のための基本計画を改定しております。

また、今般、登記に要する日数及び事業者の作業時間につきまして、昨年10月に実施したコスト計測の結果を反映し、基本計画を改定しております。

現在、法務省におきましては、本基本計画に基づき、行政手続コスト削減に向けて、オンライン化の徹底や行政機関の間の情報連携等に取り組んでいるところでございます。

本日は、事前にいただきました論点に基づき、委員の皆様と御議論させていただく機会と承知しておりますが、頂戴する御意見を踏まえつつ、一層の行政手続コスト削減が実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

本日もどうぞよろしくお願いたします。

○宮崎商事課長 民事局商事課長の宮崎と申します。

頂きました論点が①から⑨までございます。そして、事前に回答を送らせていただきましたが、その順に従って御説明をさせていただきたいと思います。

まず、電子化・オンライン化の推進の関係で、①として2点の指摘をいただいております。

本人申請におけるオンライン利用率が極めて低いということ、補正率が依然として高いという状況についての分析についてお尋ねのことと思います。

オンライン申請率について、回答に書かせていただきましたが、本人申請については、登記申請をする際に、まだ登記をしていない最初の登記、法人設立登記においては、商業登記電子証明書を取得していませんので、公的個人認証に係る電子証明書、マイナンバー電子証明書がこれに当たりますけれども、その取得が必要となります。

また、法人の登記後は、法務省が発行する商業登記電子証明書の添付が必要になるという状況ですが、こういった本人申請については、オンライン申請するために必要な電子証明書を取得していないなどの理由によって、代理人申請と比べてオンライン申請が低迷しているという状況にあるものと分析しております。

「なお」以下ですけれども、現在、法務省が策定して公表しております基本計画に基づいて、オンライン申請率の向上のための取組を実施しております。法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会において取りまとめられた方策がございしますが、これは来年度中までに順次運用を開始する予定としております。

ここに取りまとめられた方策について、5点、補足説明をさせていただきたいと思います。

この方策の中には、まず1点、印鑑届け出の任意化がございます。

本人が電子証明書を付して登記のオンライン申請をしたとしても、別途、印鑑届出をしていただくことが現在は必要となっております。そして現在、印鑑届出は、印鑑届書という紙をつくっていただいて、窓口を持参していただくか郵送していただくことになっております。それがあるものですから、本人がオンラインで完全に手続を完結させようとしても、その部分だけ書面が残ることになっておりまして、それを完全に解消するために、オンラインで登記申請をする場合には、電子証明書で本人確認ができるということですので、印鑑届出をしてもいいですけれども、しなくてもいいという選択制、任意制にすることを考えておりまして、それは商業登記法の改正が必要ですので、今後、それを国会に提出して法改正をすることを検討しております。

2点目は、商業登記電子証明書の使い勝手の向上という点でございます。

先ほど申し上げたとおり、法人の登記後は、商業登記電子証明書を使っていただいて、オンライン申請をしていただかなければならないわけですけれども、こちらについては残念ながら、いまだに普及率が低い状況でございます。こちらの普及を促進するという観点で、例えば現在は一旦登記をし、商業登記電子証明書を取得した後に登記事項が変更すると、その商業登記電子証明書は残りの残期間があっても失効してしまうことも、問題点として指摘されておりまして、その点は登記事項が変わっても再発行ができるような改正をすること。これは省令の改正になるかと思っておりますけれども、そちらを検討しております。

また、そのほかに現在、商業登記電子証明書の取得自体がオンラインで取得することができないことになっておりますので、こちらでも法人登記をした後に、電子証明書の取得自体をオンラインでできるような法令改正をすることも検討しているところでございます。それが使い勝手の向上という点です。

3点目は、オンライン申請を容易にするために、現在、オンライン申請システムを使って登記のオンライン申請をしていただいているのですけれども、このオンライン申請システムの使い勝手を向上するという改正を考えているところでございます。具体的には、パソコン上で登記事項を記入していただくのですけれども、それについて登記すべき事項の作成支援機能というものをつけたり、申請書のほかに添付書面をつけていただくのですけれども、添付書面が足りているか足りていないかなどの事前の確認ができるような機能も、オンライン申請システムにつけることを検討しております。

4点目は、登記所側のシステムです。登記情報システムというものでこちらは処理をしておりますが、登記情報システムを改めまして、こちらについてはオンライン申請された場合に、今は手作業でやっているのですけれども、受付登録を自動でできるようにする。それから、同一の住所で同一の商号というものが登記できないものですから、その調査をしなければならないのですけれども、その調査も自動でできるようにシステムを改める。それから、申請情報を登記簿に転記するわけですけれども、そこを自動化するとか、そういう形で登記所側の手続も、迅速、簡素にできるようなシステム改正を検討しております。

5点目は、登記後の問題でございます。登記された後に、法人設立にかかわる他の行政機関に対する届出などの際に、法人の資格証明書、登記事項証明書を提出しなければならないという手続を省略できるようにするために、商業登記の情報を他の行政機関に提供し、そこで確認できるような情報連携を考えているところでございます。

こういった方策については、ここに書かれたとおり、来年度中に運用を開始することを予定しております。

そういう形で、申請自体を簡易、迅速化するとともに、登記所側の対応も迅速化することによって、本人申請のオンライン申請率も向上させるように努めていきたいと考えております。

それから、補正率についてでございます。補正率については、専門的な知識を有する資格者による代理人申請と比較すると、補正率は高い状況でございます。その分析ということで回答に書かせていただきました。平成29年度と平成30年度との対比で、若干細かいことを書きましたが、平成30年度の調査では、10月1日の調査でして、最初の月曜日だったということ、それから大安だったということで、調査の対象となる件数が1,156件と1,399件ということで、平成30年度のほうが多くなっているということで、申請しようとする申請内容の精査が不十分なまま申請がされているものも増加したのではないかと、分析の一つとしていただいております。

本人申請の補正率の低減のための取組としては、先ほど申し上げた、オンライン申請システムの改善によって、補正率も低くすることを目指しているところでございます。それが一つです。

また、下のほうに書きましたけれども、今後は、この方策を確実に実施していきます。それから、どういった点で補正がされているか、どういったところで間違いやすいかというところで、適切な数のサンプル調査を行って、補正原因の分析をこれからしていきたいと思っております。過去に1度行ったのですけれども、非常に少ない件数で調査を行ったというところもありますので、これは今後、多めの件数をもって調査をして、原因分析をしていきたいと思っております。

以上が①の論点についてです。

②の論点に移らせていただきます。

本人申請のオンライン利用率を向上させるために、以下の措置を講じるべきではないかということで、まずはAPI連携についてでございます。

こちらについては、オンライン申請システムのAPIは、既に公開しているということで御理解いただきたいと思います。複数の民間事業者等が開発した申請用ソフトウェアと連携が行われている状況でございます。

(2)についてです。添付書面は別途郵送する必要があるという実態があるということで、電子で完結できる手続、制度にすべきではないかという点でございます。

こちらについては、現在も議事録などを添付しないといけないわけですが、

らに作成者の電子証明書を付していただければ、それをオンラインで提出することができますということです。オンラインで提出できない唯一のものとしては、先ほど説明したとおり、印鑑届書です。この印鑑届書の届出を任意とする制度が実現すれば、電子で手続を完結できることになると考えております。

ただ、「なお」に書かせていただきましたが、議事録作成者、署名者が複数いる場合、役員が複数いる場合には、複数の方の全員の電子証明書を付して提出していただかないといけないことになっております。それがオンライン申請促進の妨げになっているのではないかと、これも指摘されているところがございます。添付書面に付与すべき電子署名の要件の緩和といったことも含めて、今、法務省で検討しているところがございます。

③に移らせていただきます。オンライン率の目標値の改定、引き上げについてでございます。

今、①、②で説明しましたとおり、さまざまな取組をしているところですが、システムの改正などについては、平成32年度中の運用を見越して行っています。この運用が開始するまでもさまざまな取組を行うわけですけれども、それを運用開始された後に、状況を見て目標を引き上げることなども検討していきたいと思っております。現時点においては、基本計画における目標を引き上げることは困難であると考えているところがございます。

④に移ります。

こちらについては、商業登記電子証明書が本人確認ガイドライン、各府省情報化統括責任者連絡会議決定で書かれたものにおいて、ID・パスワード方式のものと同じ、レベル2であるということから、登記においてID・パスワード方式を使うほうが望ましいのではないか、可能ではないかという御指摘だと思います。

商業登記制度については、近年、法人格の悪用防止の観点から、内閣府の消費者委員会等、関係各所から、真実性の確保も要請されているところがございます。ここに御指摘のある、本年2月に示された本人確認ガイドラインで、ID・パスワード方式と商業登記電子証明書が同じレベルに位置づけられていることは承知しております。ただ、これについては本人確認というレベルのお話で、本人の同一性、本人が申請していることは同レベルで確認できるとしましても、登記の場合、申請書の情報と議事録、定款等の添付書面情報を改ざんされないまま登記所に届けられているというのを確認したいものですから、非改ざん性の証明というものを確認したい。そのために、電子証明書でなければこれはできないものと考えております。そのため、改ざんされた情報に基づいて不正な登記が行われた場合の悪影響が大きい商業登記については、ID・パスワード方式ではなく、電子証明書を活用することが相当であると考えているところがございます。

また、商業登記電子証明書の普及促進は、「未来投資戦略2018」にも掲げられておりまして、先ほども説明したとおり、使い勝手がいい形で普及促進を図っていく取組を確実に行っていきたいという状況でありますので、現時点でのID・パスワード方式の導入は、現

実としても困難であると考えているところです。

それでは、⑤に移らせていただきます。商業登記電子証明書の関係です。

商業登記電子証明書の発行済み数の数値が、今年3月23日にお伝えした件数では2万9151件、3万件弱にとどまるということで、もっと利用促進を検討すべきではないかという御指摘でございます。

こちらも現在、商業登記電子証明書を、オンラインで取得請求をすることができる手続を検討しております。

また、取得の手間、利用コストの負担軽減等についても検討を進めているという状況で御理解をいただきたいと思えます。

⑥に移らせていただきます。

商業登記電子証明書の発行済み数についての公表について、より公表すべきではないかという御指摘だと考えます。御指摘は非常にありがたく受け止めておりまして、こちらも利用促進を図っていく立場からは、より広く公表することを検討していきたいと思えます。御指摘を踏まえまして、例えば証明期間別の申請件数などの内訳を記載した発行件数の公表の実施。それに限らず、そのほかについても検討していきたいと思っております。

⑦については、竹下室長から説明申し上げます。

○竹下登記所適正配置対策室長 それでは、⑦につきまして、法務省民事局の登記所適正配置対策室長の竹下から御説明させていただきます。

⑦につきまして、確定日付は法務局でも受けることができるということで、この申請先について、オンラインで申請できるようにすべきであるといった御意見をいただいているところだと承知しております。

お手元の資料1-2の7ページ、それから資料1-2の別紙をご覧ください。法務局・公証役場における確定日付の付与は、私署証書に、日付のある印章を押捺することによって、請求の対象である証書を確定日付のある証書とするものでございます。御意見にございますとおり、確定日付ある証書とは、民法施行法第5条に列挙されている証書をいいまして、御指摘のとおり、公証役場において日付ある印章が押捺された私署証書のみならず、法務局において日付ある印章が押捺された私署証書もこれに当たるところでございます。

また、公正証書であるとか内容証明郵便等も確定日付ある証書に当たるということでございます。

現在、公証役場における私署証書への確定日付の付与については、オンラインで対象となる電磁的記録を公証人に送付して、確定日付の付与の請求を行うことができることとされております。オンラインでの確定日付の付与の請求は、全国どの公証役場の公証人に対しても行うことができる場所でございます。

他方で、御指摘のとおり、法務局における私署証書への確定日付の付与につきましては、オンラインで行うことはできません。

資料1-2別紙の件数をご覧ください。平成29年の数字を見ますと、紙の確定日付の付

与につきましては、公証役場におきましては47万6878件。これに対して、法務局における確定日付の紙の利用件数は、5万7454件となっております。

また、公証役場におけるオンラインでの確定日付の申請の件数は5,679件となっております。この資料1-2別紙を御覧いただきますと、この資料のとおり、法務局における確定日付の付与、これは紙のものとなりますが利用件数は減少傾向がございます。法務局においてオンラインでこの請求をすることができるとする場合には、このシステムを新たに導入する費用がかかるというところがございます。

他方で、既に公証役場ではオンラインでの請求が可能であり、また、それをどの公証人に対してもすることができるという現状を踏まえますと、法務局においてこのオンライン手続による確定日付の付与の手続を導入することは、慎重に検討していく必要があると考えているところでございます。

以上が⑦についての説明でございます。

○宮崎商事課長 引き続きまして、⑧、⑨について、私から御説明申し上げます。

⑧は、電子公告についてです。

電子公告について、現状は、民間会社が自社ウェブサイト等に公告情報を掲載しますが、それについては電子公告調査機関の調査を6時間に1度程度の頻度で受けることになっており、そのコストなどについての問題点の指摘をいただいていると考えております。

これについては、昨年度の第7回の部会でこちらの御回答ということで提出した資料で、慎重な検討が必要であるという認識をしているという回答をしたところですが、その後の検討状況についてということの御質問だと承っております。

御回答としましては、こういった慎重な検討が必要であるという認識は今年度も変わっておりません。中段に記載いたしました、そもそも、電子公告制度を設けるに当たりまして、「民間に委ねられるものは民間に」という政府の方針のもと、民間に委ねることとしたということで会社法に盛り込まれたと認識しております。

また、「デジタル・ガバメント実行計画」におきまして、政府情報システム数の半減を目指すということで、システム要件とか業務要件の精査を進め、達成に向けた取組を着実に実施することとされているところもありまして、こういった経緯や趣旨などを踏まえると、公共のサーバーを利用した電子公告を許容することは、現時点では困難であると考えているところでございます。

⑨について御説明申し上げます。

平成30年度のコスト計測結果によると、平成29年度に比べて、設立登記については56.2%削減、役員変更登記については70.3%の削減となっておりますが、これについての説明を求められているものと承知しております。

コスト計測結果の内訳については、別添があります。その中の真ん中には、株式会社の設立の登記に関する数値、右側には、株式会社の役員変更の登記に関する数値が書かれております。この作業時間というのは、昨年度の数値を示しておりますが、こちらについて

は昨年度の9月から11月までの間に実施したアンケート結果によるものです。

昨年度の数値としては、一番下の合計の欄にありますけれども、株式会社の設立の登記については、作業時間としては456分かかったというアンケート結果となっております。

また、役員変更の登記については、右のほうに行きまして、245分かかったという集計が出ております。

この合計の時間を昨年度の計測結果と比較すると、先ほど言いました56.2%削減、それから70.3%の削減となっているということになっております。

平成29年度の数字と比較しているということでございます。

このような高い削減率となった要因について、(2)に回答させていただきましたが、取組初年度の平成29年度の結果については、平成29年度のアンケート調査結果の精度が余り高くなかったと認識、反省しておりまして、現実にはこれだけのコストが平成30年度までに削減されたものであるとは認識していないところでございます。

(3)は、いつの時点の数値を基準にするかということとしては、平成30年度、昨年度の数値を基準に目標を設定したいということをお願いしております。その詳細は、

(3)に書きましたけれども、平成29年度の調査は、平成30年3月に行政手続部会から御指示を受けた後に、基本計画の改定に合わせるため、平成30年4月中にアンケート調査を実施し、短期間かつ小規模、6日間で約60件で実施したものでございますので、この年の計測結果は必ずしも精度の高い数値ではなかったものと認識しております。

他方、昨年度、平成30年度については、9月から11月までの2カ月にわたって、約600件の回答から平均値を算出することができたということですので、2年度目の計測結果を基準にして目標を設定することが相当であると考えた次第でございます。

私たちからの説明は以上となります。ありがとうございました。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、順次、御意見や御質問を賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。まず、①からということですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。

①に関する質問なのですが、表にある本人申請のオンライン申請率ですが、役員変更登記については、2018年10月実績が、前年同月実績と比べると1.1%減少してゼロになってしまったという結果でございます。法務省としてその原因分析した上で検討した、オンライン申請率を向上させるための取組が、今、宮崎さんが御説明された5点という理解でよろしいでしょうか。

実は私どもも会社で調べましたところ、役員変更登記が本人申請でない理由、あるいはその課題は大きく2つあると考えています。

まず1つは、電子オンラインシステムの使い勝手が悪いということ。添付資料を郵送または持参するということがあるためにオンラインでは完結しない、そして商業登記電子証

明書の使い勝手が悪い、それから、変換ソフト、申請のソフトがよくわからないというところが原因であると思われますので、その改善点として、先ほどご説明があったようなことにつながるのかなというこの確認が1つです。

もう1つは、添付書類そのものの問題です。先ほど申しあげました通り、例えば、役員変更登記に関しては、株主総会議事録と株主リスト、就任承諾書、それから電子証明書といったものなどは持参または郵送という扱いになっているわけですので、これらについて添付書類の省略ということをお考えになるのかどうか。先ほど口頭で御説明された今後の取組の中に、添付書類の見直しということがありましたけれども、抜本的な添付書類の削減ということをお考えなのかどうか。

その2点についてお聞きしたいと思います。

○高橋部会長 では、②も関係しますが、御回答を頂戴したいと思います。

○宮崎商事課長 有益な御示唆をありがとうございます。2点について回答させていただきます。

まず、オンラインシステムの使い勝手の悪さということと、本人申請におけるオンライン申請率の低さとの関連などについての御質問だと考えます。それについては御指摘のとおりだと思います。設立登記においては、マイナンバーカードの電子証明書の取得率の低さということがあると思います。法人登記後は、商業登記電子証明書の取得率の低さがあると思います。

ただ、それについては、マイナンバーカードはもちろん法務省ということではないわけですが、商業登記電子証明書については、使い勝手のよさの向上ということで、取得をしていただけるような取組をしていきたいと思っているところです。そういうふうなつながりがあると考えます。

また、オンライン申請ソフトの使い勝手というのも正にそのとおりだと思います、できる限りそれを改善していきたいと思っております。ただ、会社の法人登記、設立も変更登記もそうですけれども、その基となる会社法や、例えば一般社団法人であれば一般社団法人法とかの実体法の要件というのはかなり複雑でございまして、それをきちんと整理してオンライン申請をするということは、本人だとなかなか難しいということがあり、全体としても資格者代理人の申請に流れているところはあるかと思いますが、本人申請のオンライン率に関しては先ほど申し上げたところかと思えます。

それから、添付書面の点でございまして。

添付書面の点については、委員がおっしゃられたように、例えば役員変更であれば株主総会議事録、就任された方の就任承諾書、印鑑証明書などを出してもらうことになっていきますが、これらは現状でもオンラインで提出することが可能です。株主総会議事録も議長、それから署名する方全員の電子証明書を付していただければ出していただけるということになっております。また、就任承諾書についても、その方の電子証明書をつければオンラインで出していただけることになっております。

印鑑証明書については、その方のマイナンバーカード電子証明書とか、あるいは商業登記電子証明書を付していただければ印鑑証明書は出さなくてもいいこともありますので、そういった意味で別途それを書面で出さなければいけないことにはなっていないところではあります。

先ほども説明したとおり、現状で必ず書面を出していただかなければいけないのは印鑑届書だけでございます。

ただ、議事録作成者全員の電子署名をもらうのは結構な負担だということはあると思いますので、そういう点については改善ができるかは検討していくという考えでございます。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○濱西専門委員 ②の補正率の問題ですが、私が知る限りこれだけ補正率が高い申請というのはほとんど見当たらないのではないかと思います。これは、司法書士のような専門家でないと補正で引っ掛かってしまうということですから、本人申請を著しく阻害している要因と言えます。

専門家でなくても申請すれば補正を受けずに登記できるようにならなければ、オンライン申請も当然のことながら進まないということで、まずは補正を受けなくても済むようにする。補正を受けるとするのは二重の無駄でもあるのです。官民双方にとって手続上の非常な無駄が生じているわけで、これはビジネス上で申請をされているわけですから、一般人とも少し違うわけで、それなりの知識はお持ちにもかかわらずこれだけ補正を受けるとするのは、そもそもの手続のあり方に問題がある。補正の原因を徹底的に究明して、将来的な目標が法人設立登記は15%、役員変更登記は20.4%と書かれていますが、これでも非常に高過ぎる。これは1桁台の前半、5%未満ぐらいのレベルまで下げるべく取り組まれるべきだと思います。

補正率が異常な数値だと私は申し上げているわけですが、御疑問であれば、各省庁の申請のシステムについて、どのぐらい補正率が発生しているかよく研究なさった上で、現在置かれている状況を認識されたほうがいいと思います。この将来的な目標というのは、私に言わせると余りにも志が低過ぎると言わざるを得ないと思います。

以上ですが、1点だけ質問させていただきます。他省庁の申請のシステムの補正率とかを調べられたことはございますか。

○高橋部会長 いかがでしょう。

○宮崎商事課長 他省庁など、他の行政機関についての手続の補正率について調査をしたことはございません。

○高橋部会長 どうぞ。

○濱西専門委員 他省庁の例を調べていただいて、どのぐらい補正率が発生しているのかを調べた上で取組をされる。そうでないと現状認識ができないですね。まず、それをお

願いたいと思います。

○高橋部会長 ぜひ願いたいと思います。

どうぞ。

○安念部会長代理 結局同じことになるので、ちょっと視点を変えて、登記ですから、おっしゃるように、商事、民事の実体法の要件を完全に守らなければいけないし、かつ一点一画まで、例えば漢字の一字一字までも完全に正確な字体でないといけないということではなかろうかと思うのです。もし、補正がどうしても多くなってしまうということであるとすれば、その根本的な原因を、例えばシステムを改善することによって直すことはできない話ではないかなと思います。もしそうだとすればということですよ。

そうだとすると、目標としての補正率を下げるというのも、目標は目標としてあるかもしれないけれども、そういう根本的なところに原因があるのだとすると、なかなか下げにくいのではないかなという、ややペシミスティックな考えを抱かざるを得ない。

御担当者としてはどう思われますか。正直にこれは難しい話なのだということになるのであれば、別の方途を考えなければいけないかなという気もするのですけれども、どうお考えですか。

○宮崎商事課長 担当者としての現状の認識としては、会社法などの実体法のさまざまな要件を満たしているかどうかを、添付書面という形で確認をしているという状況です。

○安念部会長代理 そうですね。

○宮崎商事課長 はい。そこ自体はこれまで商業登記法ではやってきているものですので、そこを根本的に変えるというのは難しいと思っています。実体法がございまして、それに対してどういう添付書面をつけなければいけないというのが商業登記法に記載されております。それも相当多数に上るわけですし、それを把握されておらずに出してくれば、補正をしていただかざるを得ません。実体法を誤解している方がいれば、それを直していただかなければいけないということで、そういう面は商業登記にはあるかなと思っております。

○安念部会長代理 どうなのでしょうかね。

○高橋部会長 そういう話もあるのです。ただ、民間で代行するという仕事が大分出てきていて、その仕事は、システム情報を収集して、本人にとって非常に使い勝手がいい方法を導入されている、そういう仕事も出てきている。したがって、民間の仕事奪えという訳ではないが、法務省が使い勝手がいいシステムをつくっていただければ、別に高い金を払って民間に代わってやってもらうという話にならないわけです。使い勝手を本当に真剣に考えていただくというのが一つはあるのではないですか。安念部会長代理がおっしゃっていることもあると思いますが、そこをまずやっていただかないと。

また、申し訳ないのですが、20%の目標なのに今回へこんだ。これは対策を真剣に考えていただかないと、かつ、取組を早急に進めていかないと、目標を達成できないと私は思います。そういう形でぜひ。実体法は難しいのだからという話だけでは話は進まないの、

ぜひそこら辺はお願いしたいと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○宮崎商事課長 厳しい御指摘をいただいたと思っております。先ほど言ったオンライン申請システムの利便性向上というものについては、今年度中に実施、適用することを考えております。それによって改善を図られるものと考えております。

また、例えば一人会社で1人が役員になる、形式としては非常に単純な法人の登記申請については、こういうふうにやればいいですよという形をホームページで案内し、申請書や添付書面の書式などもホームページに掲載することによって、利用できるような形を工夫したりしているのですけれども、そういったものも引き続き充実させていくようにしていきたいと考えております。

○高橋部会長 やれることは全てやっていただきたいと思います。民間でも頭を使ってやって、代行するような仕事が既に出てきている。法務省がそれを見習ってやれば、代行が要らないようになるので、しっかりと民間の動向を踏まえて、使い勝手のいいシステムを作っていただければありがたいというのが第1点です。

もう一つは、それと並んでAPIを開放すれば、民間がそれを利用して、使い勝手がいい形でソフトを開発したりもできると思うのです。APIを開放されているというお話なのですが、どうも私どもが拝見するのに、専門家向けの会社にはAPIを出しているけれども、一般的にAPIを開放するというふうにはなっていない、と理解しているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○徳田登記情報センター室法務専門官 APIの関係ですけれども、一般的に公開するようにはしているところでございます。

○高橋部会長 APIは一般的にどういう形で入手できるのですか。どういう手段で公開されていますか。

○徳田登記情報センター室法務専門官 こちらで御用意しておりますコミュニティーサイトがあるのですけれども、こちらに登録していただいて使えるようにしているところであります。

○高橋部会長 コミュニティーサイトですか。

○徳田登記情報センター室法務専門官 はい。サイトを用意しております。

○高橋部会長 それは誰でも登録できるのですか。

○徳田登記情報センター室法務専門官 そうですね。条件はありますが、機密保持の誓約を取り交わしていただければ使えるような仕組みにはなっているところでございます。

○高橋部会長 それは公表と言えるのでしょうか。

どうぞ。

○平本CIO上席補佐官 一般に公開というのは、APIがきちんと検索されたら出てくるところにあるのが一般的な公開でして、コミュニティーサイトの中というのでは不十分というのが一般的な常識です。普通のWebサイトでいうと、「APIについて」というところでリンクができていて、もしくは、私も昨日調べさせていただきましたけれども、法務省さん

と登記情報センターの検索窓から「API」と打ったときに、検索でAPIと出てこない状態です。あれですと誰も、コミュニティーサイトに入ればと言っても、そこに入らない人はあることに気づきませんので、それでは公開という形にはなっていないのかなと思います。

○高橋部会長　そういうことだそうなので、APIを公開しているつもりでも、実際上は公開になっていないので、ぜひよろしくをお願いします。

どうぞ。

○平本CIO上席補佐官　後で、できれば具体的にその場所を教えていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○高橋部会長　そこは早急にお願ひしたいと思います。

どうぞ。

○八剣専門委員　せっかく御説明いただいたのですけれども、私はどうも基本的なところがぴんとこないところがあるのです。オンライン申請率のかなりコンサバティブな目標を立てられているのはわかるのですけれども、将来的な目標を見ても、20とか25%にとどまっているということは、比較的単純なものがオンライン申請で通過すると普通は考えられるので、将来的な目標である20%とか25%が仮に達成できたとしても、全体のワークロードの1割とか15%ぐらいしか削減できないということになります。これだとすると、身もふたもない言い方になってしまうかもしれませんが、そもそもオンライン申請システムを作る必要があるのかという感じがして、ここの目標値は限りなく100でなくてはいけませんし、下の補正率は、先ほどの濱西専門委員のご発言にもありましたけれども、限りなくゼロでなければいけないというのは当然ではないかと思っています。補正をするのが人間の目で極めて特殊な専門的な知識がなければ補正ができませんということであれば、そもそもシステム化には向きません。そうであれば、これは何のためにやっているのかなと疑問に思ったのです。

○宮崎商事課長　まず、一つ申し上げたいのは、ここに書かれているのは本人申請の率についてでございます。代理人申請と本人申請というものがございます。この中では代理人申請は、実績としては代理人申請におけるオンライン申請率は、設立登記で94.0%、変更登記で87.5%となっております。

他方、本人申請については、ここにありますとおり0.9%、それから0.0%ということになっております。

代理人申請と本人申請の割合ですけれども、設立登記については、この調査の対象となったもの525件のうち414件が代理人による申請でございます。本人申請は111件ということでございます。その411件のうちの9割方は代理人申請によるオンライン申請はできているということで、オンライン申請全体の率としては高まっているということは言えると思います。

○高橋部会長　どうぞ。

○八剣専門委員　今の御説明を伺っていると、本人申請はもともと余り想定していないと

いうふうにしか聞こえないのです。代理人申請はできるけれども、本人申請では難しくくてできないと設計されているとしか思えない。だからこんなに目標が低いのですか。将来的な目標が20%とか25%というのは全くぴんとこないのですけれども、それは何かの理由があるのですか。

○宮崎商事課長 全く本人申請を想定していないということではございません。ただ、電子証明書をつけていただくということなのですが、資格者の中で司法書士、専門家についてはそれ向けの電子証明書を発行する民間会社がありまして、多くの司法書士がそれを使っているという状況になっています。

他方、個人に対しては、現状はマイナンバー電子証明書を使っていただくということになっておりまして、マイナンバーカードに基づく電子証明書の普及次第というところがあるというふうにも見ているところがございます、この数字がなかなか上がってこないところで、将来的な目標もこういうふうな設定になっているということがございます。

○高橋部会長 ただ、会社を作ろうという人がマイナンバーカードを持っていないというのが、一般人に比べれば多分今は十数%。

何割でしたか。

○谷輪参事官 1割強だと思います。

○高橋部会長 ですから、3割とかそのぐらいが普通の感じで、それをもうちょっと上乘せするというのでしたら4割とか、ちょっと高い目標を掲げていただくのがありがたいかなと思います。そのために何が要るのかという話で、先ほど言ったようなAPIの話とかが一つあると思います。

あとは、ソフトというのは、本当にプロ向けのソフトしか今は流通していないのでしょうか。本人向けの簡単なソフトを民間業者と連携して開発するみたいなことは、今までにやっていらっしやったのでしょうか。

○宮崎商事課長 法務省が民間事業者と、ということでしょうか。

○高橋部会長 そうです。

○宮崎商事課長 法務省が民間企業と連携、共同して、そういうソフトウェア開発をするというケースはないということです。

○高橋部会長 一緒にというか、協力するということです。

ですから、いろいろなことをぜひ考えていただいて、政府全体という話ですので、できることは全部やっていただくという方向で、お忙しいとは思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

そういう意味では電子証明もそうですが、先ほど言ったように、議事録も全てを要求するというので、緩和を検討されているということなのですが、例えば議事録署名人を社外取締役にして、その人だけとかはできないのでしょうか。

○宮崎商事課長 そういう考えもあるかと思えます。電子署名の人の人数を減らすという観点からあり得るかと思えますし、また、代表者だけの電子署名だけでそれを認めるとい

うこともあり得るかなと考えておりました、幾つか検討しているところでございます。

○高橋部会長 いつぐらいまでにその検討結果が出ますか。

○宮崎商事課長 現在も検討しているところでございますが、早急に。

○高橋部会長 時間がかかり掛かっているのですが、大変申し訳ないですけれども、もうちょっと延ばさせていただきたいのです。

多分最後のものにも関係するのですが、基準を平成30年10月にされたということですが、2割削減についてのお尻は令和2年3月ということですのでよろしいでしょうね。

○宮崎商事課長 その点はそういうふうに認識しております。

○高橋部会長 そうしますと、それにするには、今、言ったようなことを総動員してやっていただかないと、20%削減というのはなかなか難しいと思います。ぜひ今年度中の早い時期に御決断いただかないと、計測の関係からいってこの目標を達成できないと思います。そこはぜひそういう方向で、お尻をたたいて申し訳ないのですが、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。いろいろ取り組んでいただいてありがたいと思っております。

一つ確認なのですが、これから削減の基準になるデータとしての事業者の作業時間の中で、例えば株式会社の役員変更の登記、これは先ほどの資料の別添で、そのときの原始定款以外の書面については、本人申請で85分というデータが出ています。この85分というのは何の時間かという点をお聞きしたいと思います。当然、先ほど川田専門委員からお話があったように、その中の一つが総会議事録だったりするわけですが、総会議事録そのものの作成というのは、この問題とは全然関係がないので、その時間は当然入っていないと理解してよろしいでしょうか。あと、取締役の就任承諾書、それ自体も入っていないと。つまり、それは役員変更登記があってもなくても、会社法に基づく書類ですからつくらなければいけない。これは既にあるわけですし、その作成時間はこの中に入っていない。あくまでも作成されたものを添付するだけの時間、もしくは役員承認承諾書であれば、全部そろっているかどうか確認する。それも会社法に基づくものなので、変更登記とは関係がない。そうすると、ここで85分かかるといえるのは印鑑証明。この辺はある程度必要なのかもしれませんが、議事録そのものをつくるときにもそれが必要なもので、この85分の中身がわからないので、その中身を教えてください。

よくあるのは、企業によっては何で総会議事録を作るのですかと。これは役員変更の登記に必要なから作っているという意識は当然、急いでいる意識としてはあるのですが、これは別にそのために作るのではなくて、当然作らなければいけない。ですから、その時間を入れる必要がないので、全体の母数はもうちょっと小さくなると、削減代は多分もうちょっと大きくなるということなのではないかと。

もうちょっと言えば、議事録作成の時間というのは、ここにいる人たちがどう頑張っ

も減らないものなので、これはまさに企業が会社法を守るためにつくるための時間ですから、これは企業側の努力そのものでしかないので、ここの議論とは全く関係がない議論なので、それが入っているとすればちょっとベースが狂ってくるのではないかということで、この85分の中身についてお聞きしたいと思います。

○高橋部会長 御指摘ありがとうございました。

どうぞ。

○宮崎商事課長 まず、85分に関しての原始定款以外の書面についてですけれども、役員変更の登記の場合であれば、役員を選定するときの株主総会議事録、就任する役員の方の就任承諾書、印鑑証明書が含まれると考えます。先ほど言いました、そういったものについては会社法上作るものだということで、こちらに含まれていないのではないかということですが、この調査においてはその作成も含めてアンケート調査で聞いておりました、この85分には含まれていると認識しております。

○高橋部会長 どうぞ。

○佐久間専門委員 そうであれば、それは除いてカウントされるべきだと思います。それは全くここの手続の簡素化とは関係のない話で、なおかつ法務省の方が幾ら頑張っても減らないところですから、これは企業そのものがいかに事務効率をするかというだけの話なのです。もちろん総会議事録の要件を変えていただくとか、抜本的な会社法の中身を変えるのであれば別ですが、ここで言っている手続の対象にはならないので、それを除いたところでカウントして、母数が小さくなりますから、削減代は多分大きくなる方向になるのではないかと。つまり、それを入れているということなので、今回の事業者側の負荷軽減というところとは違う問題なのではないかと思います。その辺は検討していただければと思います。

○高橋部会長 いい御指摘でした。でも、その話ですと、アンケートを取り直さないといけないということですか。それとも、このアンケートは項目があってそれを単に足し上げただけなのですか。

○宮崎商事課長 アンケートにおいてはその区別をしていませんので、この調査について、もしそれを除外するのであればもう一度やらなければいけないのですが。

○高橋部会長 佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 もちろんもう一度やっていただくのはいいのですが、非常にざっくりといった実務感覚から言うと、これは物すごく短い。つまり、議事録は完璧にできていないといけません。これは別に役員変更登記をするしないにかかわらずマストですから、普通の会社はできている。

さらに、取締役就任承諾書もできている。できているのを添付するだけなので、これはほぼ数分でできることなので、この中身さえわかれば、これは85分ではなくてどう転んでもこの1割というのが極めて。どの会社でも紙を集めて整理するだけの時間ですから。これは備置しなければいけないというのが決まっていますから、総務部門に絶対にあるので

す。それは大体総務の人間がやっていますから、これはそれをただファイルに突っ込むだけの時間だと私は理解をしています。その中身を確認した上で、もう一度調べる時間がなければ、そういうやり方もあるのではないかと思います。

○高橋部会長 ただ、取り寄せる時間は要らないのですか。

どうぞ。

○川田専門委員 ちょっと補足します。代表取締役が変更する場合には、今の取り扱いでは取締役全員の実印と印鑑証明が必要なので、例えば社外取締役が多い場合、印鑑証明書を集めるとかそういう時間は掛かるのです。ただし、それ以外の役員変更の場合は実印である必要はありませんので、普通に回覧して印鑑をもらってくる。佐久間さんがおっしゃるとおり、役員変更登記をするしないに関わらず、われわれは書類を準備していますので、通常はそんなに掛からないという認識であります。

○宮崎商事課長 御指摘のとおりだと思います。役員変更の中には、代表者の変更も含まれます。そういった場合には、議事録に署名した役員の実印の印鑑証明書の取得が含まれてくると考えます。

また、他の取締役も就任した場合には、本人確認証明書、住民票の写しとか、あとは運転免許証の写しなどの提出もございますので、そういったものの取得、取り寄せの時間もここに含まれてくると考えています。

○高橋部会長 どうぞ。

○川田専門委員 その時間を短縮するとすれば、法務省で法律の改正をする必要があると。したがって、そういう書類が必要かどうかをもう一度、実体法から見直していくということは検討されるのでしょうか。それもあれば、先ほどの佐久間さんの趣旨もあって、法務省の努力によって削減できる範囲という形で我々が認識できるのですけれども。

○宮崎商事課長 例えば、株主総会議事録に署名する方の実印、印鑑証明書ですけれども、これもその方々の電子署名を付していただければ印鑑証明書の取得は不要という規定にもなっておりますので、そういったものを利用していただければ、少し時間が短くなるということがあり得ると。

○高橋部会長 いや、そこを1人でよい、という方向にしてくれませんか、という話を今はしているのです。そこが手続コスト削減の肝なのですよね。そこはどうなのですか。

○宮崎商事課長 そこも先ほど申し上げましたが、1人の電子署名で可能かどうかという点も含めて検討しているところでございます。

○高橋部会長 どうぞ。

○村上専門委員 村上です。

今の作業時間の関係ですが、おとし、法人設立ワンストップ検討会で、申請処理側と申請側両方の業務フローを見せてくださいと言ったら、ありませんという話でした。処理側は極めてアバウトなものがあって、申請する側はどんな業務フローになっているかわかりませんということだったので、その詳細業務フローを作らないと、どの部分を電子化

で効率化して、どの部分を制度の緩和で効率化して何分削減するかというのが出てこないと思います。今のこのアンケート調査は極めて乱暴なやり方で、これから計画を作って目標値を立てるとするのは、本当に計画がそのとおりにいくのか心配です。

2020年度のシステム更改に向けて、補正についてもこれから調査します、フローもこれから調査します、作業時間の詳細はわかりませんという状況で、本当に2020年度にちゃんとしたものができるのでしょうか。早急に、申請側、処理側両方の詳細業務フローの検討や、補正の要因分析などを進めないと、間に合わないのではないかと危惧しています。

○宮崎商事課長 御指摘ありがとうございます。検討したいと思います。

○高橋部会長 何度もお願いして申し訳ないです。ただ、要するに結果として軽くならなければしょうがないので、どこをやればちゃんと効率的に減るかということを法務省自身で考えていただかないといけないと思います。そこはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

時間もありますので、私から2点お願いしたいのですけれども、一つはID・パスワードの話なのですが、これは文書の非改ざん性の証明には電子証明でないといけないのでしょうか。

この辺はIT室に御教示いただければと思います。

○満塩CIO補佐官 ガイドラインの関係等も含めまして確認をさせていただければと思っております。

まず、御記載の5ページのところの表現を確認させていただければと思うのですけれども、「非改ざん性の証明は電子証明書でなければ不可能であると理解している」と書かれているのですが、一般的な理解として電子証明書というのは、企業名が書かれていて、電子署名検証用の鍵が書かれていて、それに対して、全体に署名を押されていたりします。申し上げたいことは、電子証明書は、申請内容そのものには全く関係ないものです。そういう意味では、非改ざん性の証明というのは、何の非改ざん性証明を何でやろうとされているかを御確認させていただければと思うのです。

○宮崎商事課長 ここで言う、非改ざん性の証明の対象としては、申請書情報と添付書面情報と理解しております。

○満塩CIO補佐官 それは今、御説明したとおり、電子証明書で全く証明できないと思うのですが、それはそういう理解でよろしいのですか。

○高橋部会長 御回答ください。

○宮崎商事課長 こちらについては、電子署名をし、その時点で電子証明書をすることにより、その後の改ざんというものは明らかになるものと認識しております。

○満塩CIO補佐官 今、口頭でおっしゃったことは割かし正しい説明だと思っております。要は、電子証明書を添付するから非改ざん性があるということは全くありません。電子証明書に関連する電子署名をすることによって非改ざん性を証明するということは可能であ

ります。まずそこを確認させていただきました。

その上で、非改ざん性の証明に関しては、平成22年の電子政府ガイドライン作成検討会のセキュリティ分科会の報告書であるとか、それを引用して昨年度我々が出した本人確認ガイドラインの中でも、非改ざん性の脅威対策としては、認証の場合でもやることは可能であるということを書いています。そういう意味で、電子署名外の方法では非改ざん性の証明が不可能であるということの整合性がとれないので、どう理解されているかというのを御説明いただければと思っております。

○宮崎商事課長 ID・パスワード方式でも可能だという点の御指摘については、確認させていただきたいと思います。

○高橋部会長 では、ぜひ確認してください。ID・パスワード方式の普及というのは、我々の大命題です。しかも1個のID・パスワードで全政府関係が終わるとというのが我々の大命題なので、それは法務省ももし可能であればお付き合いいただきたいし、今の話ですと、工夫をしていただければと可能だと私は理解しておりますので、そこはぜひ法務省もお付き合いする方法で検討していただければと思っております。

それから、電子公告ですが、これも私ちょっと理解できないのです。確かに民間でできることは民間でということなのですが、要するに、企業側にアップしていただいて、民間認証機関が6時間に一遍チェックするというのが、本当に民間のことは民間でという、当初の意図だったのですか。例えば民間が同じように共同で電子公告のようなところを運用して、そこに改ざんのアプローチをしたら直ちにチェックできるという制度設計は不可能なのですか。6時間に一遍追跡するというのはばかっている話だと思うのです。

○宮崎商事課長 厳密に公共のサーバーに置くことによる実行が不可能かどうかということについて。

○高橋部会長 いや、民間共同ですね。民間共同のサイトみたいなものがあって、そこにみんながアップする。改ざん情報があればそれは直ちにサーバーの管理側でチェックできるというシステムでしたら、6時間に一遍、一々見なくてもできるはずなのですけれども。

○宮崎商事課長 御指摘いただきまして、具体的にそういう検討を行っておりませんので、参考にさせていただきたいと思います。

○高橋部会長 それも含めてぜひお願いしたいと思います。

それから、電子証明ですが、これは例えば一般の人に普及するためには、一定の利用回数を無償とするとか言って、一挙に普及するということは考えられないのでしょうか。

○宮崎商事課長 こちらについても、前提としては手数料を証明期間に応じて設定しております。現時点では、初回は無料にするとかそういうものは行っておりませんが、それも含めて検討の対象となると考えております。

○高橋部会長 全体としてパイがふえれば、サーバー負担も減りますので、普及させる方向で手数料を考えていただきたいと思っております。これは財務当局との関係もあるかと思っておりますけれども、その方向でぜひ御検討いただければと思っております。

ほかはいかがでしょうか。いろいろと飛びましたが、何かあれば。

どうぞ。

○川村参事官 安念先生から、実体法の要求が厳しいためなかなか補正率の改善は難しいところがあるのではないかと御指摘をいただいておりますけれども、実態を見ますと、転記ミスですとか、添付漏れ、そういった簡単なもののエラーもそれなりにあるようでございます。

○安念部会長代理 そうでしょうね。

○川村参事官 そういったところは今回、法務省さんのほうで真剣にシステムで対処できないかというのは検討されておりますので、希望が全くないわけではないと私どもは期待しております。

実際、今、使われている申請用のシステムを、私は赤坂のアークヒルズの東京都のワンストップセンターを見にいきましたけれども、何でもできるシステムであるからこそ、教えてもらわないと何もできない昔ながらの伝統的なシステムでございまして、そういったようなものを、APIをうまく活用して、民間の方が添付書面は何を添付すれば良いかなどをわかりやすく申請ができるようになると、かなりその目標は上がってくるのではないかと期待はあります。

一方で、村上さんがおっしゃったように、制度の緩和や電子化で何がどれぐらい効率化されるのか、そのボリュームがどうかというのはしっかりと把握をした上でやらないと、目標が立てられないというのも実態でしょう。

あと気になりますのは、個人的に心配していますのは、5年に1回の更新でトライアル・アンド・エラーが終わってしまうと残念なことになりますので、そういうオンプレ型のシステム更新というよりも、そういったところは使ってみて、ここが違ってこれだと減らなかったとなると、すぐにまたアップデートをして補正の対処をするとか、そういった少しアジャイルな形の対応をしないと、5年後はまた次5年後のシステム改修ですよという形ですと、一向に目標が上がらないと思いますので、そこはやれる範囲でうまく工夫をしていただければいいと思います。

電子署名の話も、法務省さんは真剣に検討されています。確かに代表者がやめるときに、うその印鑑を使われることのない様にするという実態上の問題もあるようですので、最低限譲れないところの電子証明というのは確かにあるようでございますけれども、そうではないところをどこまで簡素化できるかというのは何も検討されていないわけではないという理解をしまして、かなり真剣にやっていると認識しております。いつも相当慎重にお話をされておりますので、実態上の問題とのギャップをどう埋めていくかということがとても大事ではないかと思っております。

○高橋部会長 私どもは無謀なことをお願いするつもりはなくて、やれることをぜひスピード感を持ってやっていただければということで、いろいろお願いしているということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局、これはどのくらいですか。7月ぐらいにもう一回お聞きするのですかね。

○石崎参事官 皆さんの御意見をお聞きしながら、もしあれでしたらもう一回やるということも考えたいと思います。

○高橋部会長 そこは、もう少し御検討いただくという項目が多かったものですから、そこは事務局とよく相談して。

○石崎参事官 もしやる場合は6月中にやっていただくことになるかと思います。

○高橋部会長 6月中ですね。

○石崎参事官 はい。

○高橋部会長 6月中だということなので、それができるかなというのはありますのでそこはぜひ。これは政府全体としては続く話ですので、いろいろとお考えいただければと思います。

そんな感じでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○高橋部会長 若干延びまして大変恐縮でございます。また、引き続きよろしくお願いたします。

本日はお忙しいところ、どうもありがとうございます。よろしくお願いたします。

○宮崎商事課長 どうもありがとうございました。

(法務省 退室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移りたいと思います。

続きましては、行政手続簡素化の取組に関する地方自治体への展開について、意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局より御説明を頂戴したいと思います。

○石崎参事官 それでは、資料2「行政手続簡素化の取組に関する地方自治体への展開について」をごらんください。

1ページを見ていただければと思いますが、高橋部会長、それから委員各位の御尽力により、昨年6月以来、相当程度の自治体、首長さん、それから事務方に対して、行政手続コストの削減について働きかけを行っております。

高橋部会長にも首長さんにお会いいただいております。

それから、全国知事会に、「地方発の行政改革PT」ができて、そこでもプレゼンをいただいております。

私ども事務方といたしましても、自治体への訪問を行っており、相当数の自治体に対して現状において働きかけを行っているところでございます。

2ページ目からがその成果でありまして、行政手続部会でプレゼンをいただいた件もございますので、少し省略しながら御説明いたします。

まず、鳥取県につきましては、一昨年、平井知事からプレゼンいただいたとおり、国を上回る1年間30%削減というのを掲げて実現されたということ、2ページから3ページ

に記載しております。

それから、4ページが北海道の取組でありまして、北海道においては、昨年6月から7月にかけて、私ども国と同じように、北海道内の事業者にアンケートをかけまして、どのような点に不満を感じているかとか、要望をお調べになられて、5ページに書いてあります。私ども国が調べたのと同じような、組織・部署・担当者ごとに申請様式や判断基準が異なるとか、添付書類の簡素化や押印の不要化とか電子化とか、そういった御要望がありました。

その次の6ページから7ページでありますけれども、道庁の中で、昨年9月に「申請手続の簡素化に関するガイドライン」を策定して、20%の削減目標を設定され、6ページの後段にありますけれども、現状において簡素化に向けて取り組んでおられるところであると承知しております。

8ページが徳島県の取組でありまして、これは先般、知事からプレゼンいただいたとおり、AIですとかRPAとか、先導モデルを活用して手続コストを軽減しつつあると。

9ページ目が静岡県取組でありまして、事業者からの個別の要望に基づいて行政手続を簡素化したということでありまして。例えば申請書の提供方法の充実とか、不要な添付書類の削減、その次の10ページから11ページでいきますと、データベース構築による情報共有、申請のデジタル化、補正期間の短縮ですとか、12ページぐらいにかけてでありますけれども、かなり具体的な事業者の要望に基づいて簡素化に取り組んだということでありました。

今、その他の幾つかの県においても御検討が着手されていると聞いております。

13ページからは、行政手続部会で審議、御報告させていただきましたけれども、個別の分野ごとに国と自治体が連携した取組を行っている事例であります。

1つ目の13ページが【補助金申請システムの導入】でありまして、先般来、経産省が開発している補助金システムを各省庁に加えて、自治体への活用というのにも促しているところでありまして、特に今年度からFS調査を実施したり、あるいは自治体も加わった形でのモニター調査をやっていくというふうに承知しております。

14ページから15ページが【就労証明書の標準的様式の普及】でありまして、これは私ども規制改革推進室の事務局と子ども・子育て本部のほうで、第4次答申に基づきまして、大都市での導入が進んでいないので、大都市向けの標準的様式を今、事務ベースで作業しておりまして、次々回ぐらいの行政手続部会でまた御報告ができると思いますけれども、市町村への普及、あるいは経団連とか日本商工会議所から働きかけを依頼する。こんなことも今、やっているところでもあります。

16ページが個別の省庁の実例でありますけれども、食品衛生のシステムです。これも部会で御審議がありましたけれども、自治事務でありますけれども、厚労省で様式を標準化するとともにシステム化に取り組んでいるというところでもあります。

17ページからが今後の方向性（案）でありまして、ここは御審議をいただければと思い

ますけれども、これまでの自治体との面談の結果を踏まえて、以下のような取組を進めるべきではないかと。

自治体の首長さんもしくは事務局とお話をしますと、自治体からの要望としては、先行的な自治体の取組における具体的な事例を教えてくださいという御要望があります。これに関しましては、規制室の事務局のほうで、先行的な自治体の取組に関する簡素化の事例集を作成して、各自治体に展開することを検討しています。

先ほど見ていただきましたように、静岡県を取組のような、できるだけ具体的な法令ですとか、項目ごとにどういうことをやっているか、こういったところを各県に展開すると、各県でもこういった取組がやりやすいということだと。

それから、（課題2）といたしましては、自治体からの要望として、許認可の相当部分がむしろ国の法律に基づく事務であると。各省において、むしろ国のほうで書式・様式の簡素化、添付書類の削減等をしてほしいと。これに対して、自治体からの国に対する具体的な要望を受け付けて、各省に簡素化の検討を要請するといった、今まで事業者からの要望でもって簡素化の検討というのを要請していたのですけれども、自治体発の要請があってもよろしいのではないかと思います。

基本計画で、簡素化計画を省庁ごとにつくっているので大体カバーしているかという点、必ずしもそうではなくて、※の括弧内にありましたとおり、今は営業の許認可は重点分野になっているのですけれども、これ以外の許認可、例えば建物とか土地利用規制といったところは今は重点分野にはなっていないものですから、各省の簡素化計画の対象となっていない。※にありますとおり、そういった中で、ある県から〇〇法の何とか条の申請書類・添付書類の簡素化について要望があった場合に、もちろん県ごとに御検討いただくというのもいいのですけれども、そうするとだんだんまた、県ごとに簡素化がばらばらになってしまうとよろしくないという意味では、当該省庁に簡素化の検討を要請するといったこともあり得るのではないかと考えております。

最後のページ、（課題3）といたしましては、自治体との連携という意味では、鳥取県のような包括的な取組もある一方で、先ほど御説明したような補助金ですとか就労証明書ですとか、分野別に国と自治体が連携して取り組んでいるというのはありますので、そういった分野別の取組と連携して、行政手続のデジタル化を含む、自治体に行政手続のコスト削減、包括的な許認可等も含むような形での削減を働きかけるということもあると思っております。

※に書いてありますように、補助金システムを積極的に導入している自治体に、許認可等も含めた包括的な行政手続コスト削減を要請するとか、逆に今、かなり先行的に包括的に数字目標を掲げて行政手続コストの削減を積極的に行っているような自治体に対して、就労証明書を今度標準化すると、その次に電子化をするという課題が出るわけですがけれども、そういった就労証明書の電子化の先行的な実施を要請する。こういったやり方があり得るのではないかと考えております。

私からの御説明は以上であります。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見等を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

今までの取組は確認しましたから、主に17から18をどうするのかというお話を少し頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○村上専門委員 御説明ありがとうございます。

行政手続部会なので、手続に着目するのはやむを得ないと思いますが、きょうもいらっしゃっているIT総合戦略室が事務局を担当しているデジタル・ガバメント分科会でも、自治体の電子化の検討をしています。手続はある断面にすぎなくて、その両側にある利用者側の業務と行政側の業務の効率化が見落とされがちです。両方の業務とそれをつなぐ手続の全体を見ずに、手続だけオンライン化しても業務全体の効率化が進まない場合があるので、見る範囲を広げて考える必要があると思います。

それから、例えば情報公開請求の場合、情報公開請求件数の多いデータをオープンデータで公開することで、情報公開請求の処理手続そのものが減る場合があります。手続をオンライン化するだけではなくて、手続そのものを減らしたり、なくすという視点も入れる必要があると思います。

以上です。

○高橋部会長 そうしますと、これは（課題2）のほうでしょうか。

○村上専門委員 そうですね。

○高橋部会長 2のときにそういう視点で、少し自治体にいろいろな提案をお願いするという感じでしょうか。

○村上専門委員 そうですね。

○高橋部会長 御指摘どうもありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○安念部会長代理 17ページの（課題2）のアイデアというか、御提案でまことにもっともだなと思うのです。特に書式というのは、大体国の法律の後ろについている様式何とかというので全部決め打ちになっていて、自治体の側では基本的に動かせないようになっていることが多いと思うのです。

ただ、これは実際に聞けば、本当に要望というものが出るものなのだろうかというのもちよっと感じます。現場に行けば行くほど、今あるルールとか仕組みとか決まりというのは自明なものだとして仕事をしてしまっていますから、これはこういうもので別に私たちは困っていないのですという反応がままあるように思うのですけれども、何か具体的な感触みたいなのはお持ちでいらっしゃいますか。

○石崎参事官 実は、我々が各省庁ヒアリングをすると、これは自治事務なので自治体に

任せているのですよと割と言われる一方で、自治体に行きますと、これは国の法律なので所管省庁で考えてくれないと、我々は余り知恵がございませんからというのもあったりして、お見合い状態になっているところもあります。

もちろん、安念部会長代理がおっしゃるように、まず自治体の側でこういう書式・様式とかが変えられるのだという意識を持っていただく。それはむしろ（課題1）の先行的な取組の簡素化事例集みたいなものをお示しして、そういったところを変えられるのだという意識を持っていただきながら、そういったことも取り組んでいくということなのかなと思っております。

○安念部会長代理 本当にそうですね。ありがとうございます。

○高橋部会長 実は私は別のところで、自治体の提案募集とやっています、自治体の提案を受けて国の制度を変えますみたいなものです。

○安念部会長代理 出ますか。

○高橋部会長 事務局が一生懸命に出してくれと言って、事例集をつくっていますね。提案が実現するとこんなによくなるみたいな事例集をつくってやっています。それと同じようなことをやらないと、普及しないのではないですかね。

○安念部会長代理 そうですよ。待っていてもなかなかしないですよ。

○高橋部会長 そういう意味では、鳥取以外、静岡もそうですが、鳥取みたいなものを少しヒアリングしていただいて、事例を豊富にして、こんなに変わりますみたいなことをぜひ普及していただいた上で提案してもらおう。提案募集に出してもらったら、私も行けます。ぜひそんな形でやっていただければと思います。

どうぞ。

○村上専門委員 許認可業務以外に、国から各自治体にいろいろ調査や資料の提出要請がありますが、これが各省庁、各部局からばらばらに来るので自治体では非常に困っているという話はよく聞きます。許認可だけではなく、国から自治体に依頼したり、提出を求めたりしているものについても、要望があれば聞くと、こちらは結構出てくるのではないかと思います。

○高橋部会長 わかりました。

ほかはいかがでしょう。大体こんな方向で、今後、自治体の普及を図るということでしょうか。

○田中専門委員 1点よろしいですか。

○高橋部会長 どうぞ。

○田中専門委員 （課題2）についてなのですが、書式・様式の簡素化や添付書類の削減については、地方における規制改革タスクフォースでもやりましたし、行政手続部会でもやりましたが、国が例えば施行規則で様式を定めていても、結局、地方公共団体が独自の様式を定め、国の定める様式による申請や届出を受け付けないという運用が事実上行われているようです。特に車庫証明などは、改善される前は47都道府県の定める様式が

すべて微妙に違っていたような話もありましたし、そのような運用がなされれば、幾ら（課題2）で、簡素化の作業を行ってもあまり意味がなくなります。その辺を整理して、国の施行規則等で定められているものは守る、少なくともそれを用いた申請や届出を断ることはしないというふうに徹底しないと、なかなか行政手続コストの削減は進まないような気がしますので、そこも御検討いただければと思います。

○高橋部会長 でも、それは各省からやってもらわないとだめですかね。自治体自身で1,700にお願いしてもなかなか難しいので、どうやればよろしいでしょうか。

○田中専門委員 すみません。解決策がすぐには思い浮かばないのですが、地方における規制改革タスクフォースのときに、そのような運用は問題ではないのですかという質問をしても、各省から、地方公共団体が独自の様式を定めることは特に違法ではないと考えていますという返事が返ってきたと記憶しています。そのような共通認識があるのであれば、幾ら国の定める様式等の簡素化に取り組んでも、あまり効果はないという気がするので、まずは各省がどう考えているかを整理していただければと思います。

○高橋部会長 書式・様式の統一でやったような形で各省に働きかけをして、ローカルルールをなるべくなくしてもらおう。そこをもう少し配慮事項として考えるということではよろしいでしょうか。

事務局から何かありますか。

○谷輪参事官 田中専門委員がおっしゃったように、書式・様式の統一で標準的様式を普及させていくことがある一方で、ここで言っているのは、むしろ標準的な書式とか添付書類とか、負担のベースラインを下げていくような取組をしていこうということなのかなと理解しました。

○高橋部会長 では、そういうことでよろしく申し上げます。これはまた、今の議論を少し踏まえてブラッシュアップしていただければありがたいと思います。

よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○高橋部会長 それでは、本日の議題は以上でございます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の日程につきましては、事務局からまた御連絡をさせていただきます。

○高橋部会長 では、委員、専門委員の皆様におかれましては連絡事項がございますので、そのままお待ちください。

本日はどうもありがとうございました。